

仕様書

1 趣旨

本仕様書は、湖西市における仮設訓練ステージの設営、借上げ、解体及び撤去に係る条件を定め、入札手続に資することを目的とするものである。

2 設営場所

名称 湖西市新居町旧焼却場跡地

所在地 〒431-0304 静岡県湖西市新居町内山1442-3
※別紙5 案内図・写真参照

3 設営工事

共通事項を示し、詳細は別紙 2、3 へ記載する。

「別紙 2 明細書」は必要最低限の数量を計上しているため、倒壊防止対策等、受注者が必要と判断した場合は、受注者の費用負担にて発注者と協議し、設置すること。単管の予備（補強）は、発注者にて設置後に使用する。

「別紙 4 現況訓練ステージ写真」は、現在使用している仮設訓練ステージの写真であり、参考写真とする。

- (1) 設営は、別紙 3「図面」のとおり、足場等を組み、垂木及びコンパネの貼り付けまで行う。
- (2) 天板のコンパネ含めて高さが 7m となるよう、ジャッキにて調整すること。
- (3) A ステージ、B ステージの北面を直線上、A ステージ東面、B ステージ西面を平行にし、間の距離を 8.5m にすること。
- (4) 使用するコンパネは厚さ 15mm とし、活動に支障がないよう、適正な数量垂木を配置し、ビス固定すること。
- (5) 垂木は、足場の布板及びコンパネの間に設置し、足場の布板と固定すること。
- (6) 最上階の指定した部分には、落下防止として、柵を設置すること。
- (7) ステージが転倒しないよう、発注者と協議し、ワイヤー又は単管により控え（突っ張り）を使用し、倒壊防止策に努めること。
- (8) 沈下の恐れがある場合は、ジャッキ下にベースを設置すること。
- (9) コンパネの塗装は、発注者が実施し、受注者が設置を行うため、設置場所や塗装期間を協議し、実施すること。
- (10) 契約に含まない部分にあつては、発注者と密に協議し、調整を行うこと。
- (11) 組立てに足場を使用する場合は、足場の組立て等作業従事者特別教育や主任従事者の配置等法令に従うこと。

4 設営期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

5 借上げ期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月とする。

ただし、借上げ期間の延長等がある場合は、借上げ期間満了前に協議により決定すること。

6 解体・撤去期間

令和 9 年 3 月 31 日から 1 か月以内

ただし、借上げ期間の延長があった場合は、借上げ期間終了後 1 か月以内に解体・撤去すること。

7 契約名称

- ・「令和 7 年度消防訓練用仮設ステージ借上げ」

8 契約内容

- (1) 本件は借上げ契約とし、設営、解体及び撤去を含むものとする。
- (2) 発注者から借上げ期間の延長があった場合は、協議により決定すること。
- (3) 解体・撤去については借上げ期間終了後、1 か月以内に受注者が責任をもって行うこと。
- (4) 支払いは、月払いとし、契約金額を 15 回に均等分割し、月末に当月分の請求書を送付すること。
- (5) 借上げ中の事故について、借主の故意または不注意（過失）によって事故が発生し、破損・滅失した場合は、借主の責任により対応する。ただし、瑕疵が原因で発生した事故等は貸主が責任を負うこと。
- (6) 天災地変など、借主・貸主いずれの責任にも帰すことができない事由による損害は、貸主が責任を負うこと。
- (7) 使用中に、発注者にて補強及び補修のため、コンパネや足場布板に穴を開ける場合がある。

9 その他

- (1) 設営及び撤去作業にあたり、安全管理を徹底すること。
- (2) 現場周辺における近隣住民への配慮を行うこと。
- (3) 詳細については現場説明会において指示する場合がある。
- (4) 受注者は、契約後に設営計画を作成し、協議を円滑に行えるようにすること。